

平成31年第1回

# 瑞浪市議会定例会議案資料

平成31年2月26日



## 目 次

議第 2 号	瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 3 号	瑞浪市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議第 4 号	瑞浪市職員の修学部分休業に関する条例の制定について……………	3
議第 5 号	瑞浪市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について……………	4
議第 6 号	瑞浪市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について……………	5
議第 7 号	瑞浪市犯罪被害者等支援条例の制定について……………	6
議第 8 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議第 9 号	瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 1 0 号	瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議第 1 1 号	瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議第 1 2 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議第 1 3 号	瑞浪市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
議第 1 4 号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	1 5
議第 1 5 号	市道路線の認定について……………	1 6
議第 1 6 号	財産の取得について……………	1 7
議第 1 7 号	財産の取得について……………	1 8
議第 1 8 号	平成 3 0 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 7 号）	} 別冊
議第 1 9 号	平成 3 0 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 8 号）	
議第 2 0 号	平成 3 0 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 2 1 号	平成 3 0 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 2 2 号	平成 3 0 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 2 3 号	平成 3 0 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）	

- 議第24号 平成30年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第25号 平成30年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第26号 平成31年度瑞浪市一般会計予算
- 議第27号 平成31年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議第28号 平成31年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第29号 平成31年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 議第30号 平成31年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算
- 議第31号 平成31年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 議第32号 平成31年度瑞浪市水道事業会計予算
- 議第33号 平成31年度瑞浪市下水道事業会計予算



別冊

議第2号 瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

民間労働法制において、長時間労働の是正措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により罰則付きの時間外労働の上限が導入された。罰則はないものの、同様の措置が国家公務員においても導入されており、本市においても規則にて時間外勤務命令の上限を定める措置が必要であるため、本条例に委任規定を設ける。

【改正内容】

時間外勤務命令の上限を定める等の規定を規則で明記するために、本条例に規則への委任規定を設けるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第7条（略） （正規の勤務時間以外の時間における勤務）	第1条～第7条（略） （正規の勤務時間以外の時間における勤務）
第8条（略） 2（略） 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する	第8条（略） 2（略）
<u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し</u> <u>必要な事項は、市の規則で定める。</u>	
第8条の2～第19条（略）	第8条の2～第19条（略）

議第3号 瑞浪市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による項ずれに対応するため、本条例における引用規定を整備する。

【改正内容】

項ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第3条（略） （大学等教育施設）	第1条～第3条（略） （大学等教育施設）
第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。 （1）（略） （2）学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。） （3）（略）	第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。 （1）（略） （2）学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。） （3）（略）
第5条～第10条（略）	第5条～第10条（略）

## 議第4号 瑞浪市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

### 【制定趣旨】

公務の運営に支障がなく、かつ、修学が職員の公務に関する能力の向上に資すると認める場合、大学等の教育施設における修学のため、勤務時間の一部について勤務しないことを承認する制度に必要な事項を定める。

### 【制定内容】

第1条（目的）、第2条（修学部分休業）、第3条（修学部分休業取得中の給与）、第4条（修学部分休業の承認の取消事由）、第5条（委任）、附則

### 【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

## 議第5号 瑞浪市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

### 【制定趣旨】

有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にすることが可能となる休業制度に必要な事項を定める。

### 【制定内容】

第1条（目的）、第2条（配偶者同行休業の承認）、第3条（配偶者同行休業の期間）、第4条（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）、第5条（配偶者同行休業の承認の申請）、第6条（配偶者同行休業の期間の延長）、第7条（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）、第8条（配偶者同行休業の承認の取消事由）、第9条（届出）、第10条（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）、第11条（職務復帰後における号給の調整）、第12条（委任）、附則

### 【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。



## 議第6号 瑞浪市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

### 【制定趣旨】

職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として、早期の退職者募集に対する、応募及び応募の取り下げが職員の自発的な意思に委ねられる透明性の確保された早期退職募集制度に必要な事項を定める。

### 【制定内容】

第1条（目的）、第2条（定年前に退職する意思を有する職員の募集）、第3条（募集実施要項の作成及び周知）、第4条（募集の期間の延長及び満了）、第5条（応募又は応募の取下げ）、第6条（応募の認定）、第7条（退職すべき期日の通知）、第8条（退職すべき期日の繰上げ又は繰下げ）、第9条（認定の失効）、第10条（公表）、第11条（委任）、附則

### 【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

## 議第7号 瑞浪市犯罪被害者等支援条例の制定について

### 【制定趣旨】

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等に対する支援について必要な事項を定める。

### 【制定内容】

第1条（目的）、第2条（定義）、第3条（基本理念）、第4条（市の責務）、第5条（市民及び事業者の責務）、第6条（相談及び情報提供等）、第7条（経済的負担の軽減）、第8条（人材の育成等）、第9条（市民及び事業者の理解の増進）、第10条（民間支援団体等に対する支援）、第11条（委任）、附則

### 【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

議第8号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第15号）が平成31年4月1日から施行されることに伴い、保険料の賦課限度額及び中低所得者に係る保険料の軽減判定所得を見直す。また、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者（以下「旧被扶養者」という。）に係る保険料について、平成30年12月厚労省通知により平成31年度以降の保険料軽減措置を見直す。

【改正内容】

- ・国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に、軽減判定所得の算定における被保険者の人数に乘すべき金額を5割軽減対象世帯は27万5千円から28万円に、2割軽減対象世帯は50万円から51万円に、それぞれ引き上げるための所要の改正
- ・旧被扶養者に係る保険料軽減措置について、資格取得日の属する月から当分の間としているものを、応益割に係る保険料軽減措置については、平成31年度以降、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第15条の5の2（略） （基礎賦課限度額）	第1条～第15条の5の2（略） （基礎賦課限度額）
第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条において同じ。）は、 <u>61万円</u> を超えることができない。	第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条において同じ。）は、 <u>58万円</u> を超えることができない。
第15条の6の2～第19条の2（略） （保険料の減額）	第15条の6の2～第19条の2（略） （保険料の減額）
第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>61万円</u> を超える場合には、 <u>61万円</u> ）とする。	第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>58万円</u> を超える場合には、 <u>58万円</u> ）とする。
(1)（略）	(1)（略）
(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に <u>28万円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額	(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に <u>27万5千円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

<p>ア～イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>51万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>50万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア～イ (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「<u>61万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「<u>58万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「<u>61万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「<u>58万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p>
<p>第20条の2～第30条 (略)</p>	<p>第20条の2～第30条 (略)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条～4条 (略)</p> <p>(<u>                    </u>保険料の減免の特例)</p>	<p>第1条～4条 (略)</p> <p>(平成22年度以降の<u>                    </u>保険料の減免の特例)</p>
<p>第5条 当分の間、<u>                    </u>第25条第1項第2号による<u>                    </u>の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。</p>	<p>第5条 当分の間、平成22年度以降の<u>                    </u>第25条第1項第2号による<u>                    </u>の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。</p>
<p>第6条～7条 (略)</p>	<p>第6条～7条 (略)</p>

議第9号 瑞浪市窯業技術研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

【制定趣旨】

窯業技術研究所における使用料及び手数料について、使用実績に基づき見直しを行う。

【改正内容】

窯業技術研究所における設備及び機器の使用に係る使用料並びに試験、検査、分析及び模型等加工製作に係る手数料の見直しにかかる所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧																																																																																			
第1条～第11条 (略) (試験等の依頼)				第1条～第11条 (略) (試験等の依頼)																																																																																			
第12条 試験、検査及び分析並びに模型、図案等加工製作_____ (以下「試験等」という。)を依頼しようとする者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。 (手数料)				第12条 試験、検査及び分析並びに模型、図案等加工製作 <u>その他これらに類するもの</u> (以下「試験等」という。)を依頼しようとする者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。 (手数料)																																																																																			
第13条 試験等を依頼した者 (以下「依頼者」という。)は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。				第13条 試験等を依頼した者_____は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。																																																																																			
第14条～第16条 (略) 別表第1 (第11条関係)				第14条～第16条 (略) 別表第1 (第11条関係)																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窯業機器</td> <td>1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>電気炉 (20キロワット) 摂氏850度以下</td> <td>1回</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>電気炉 (10キロワット) 摂氏1,250度以下</td> <td>1回</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>電気炉 (10キロワット) 摂氏850度以下</td> <td>1回</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>電気炉 (10キロワット) 摂氏1,250度以下</td> <td>1回</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>電気炉 (5キロワット) 摂氏850度以下</td> <td>1回</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>電気炉 (5キロワット) 摂氏1,250度以下</td> <td>1回</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	使用料	窯業機器	1回	500円	電気炉 (20キロワット) 摂氏850度以下	1回	6,000円	電気炉 (10キロワット) 摂氏1,250度以下	1回	9,000円	電気炉 (10キロワット) 摂氏850度以下	1回	4,000円	電気炉 (10キロワット) 摂氏1,250度以下	1回	8,000円	電気炉 (5キロワット) 摂氏850度以下	1回	2,000円	電気炉 (5キロワット) 摂氏1,250度以下	1回	4,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">試験、検査及び分析</td> <td>粒度分析機</td> <td>1件</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>曲げ強度試験機</td> <td>1件</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>水分測定機</td> <td>1件</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>オートクレーブ試験機</td> <td>1件</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製作機器</td> <td>スポーリング試験機</td> <td>1件</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>工芸用ロクロ</td> <td>1時間</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製作機器</td> <td>原型用ロクロ</td> <td>1件</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>窯業機器</td> <td>1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">焼成炉</td> <td rowspan="2">ガス炉</td> <td>摂氏850度以下</td> <td>1回</td> <td>12,500円</td> </tr> <tr> <td>摂氏1,250度以下</td> <td>1回</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気炉 (20キロワット)</td> <td>摂氏850度以下</td> <td>1回</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>摂氏1,250度以下</td> <td>1回</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気炉 (10キロワット)</td> <td>摂氏850度以下</td> <td>1回</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>摂氏1,250度以下</td> <td>1回</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>電気炉</td> <td>摂氏850度</td> <td>1回</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	使用料	試験、検査及び分析	粒度分析機	1件	800円	曲げ強度試験機	1件	300円	水分測定機	1件	400円	オートクレーブ試験機	1件	700円	製作機器	スポーリング試験機	1件	500円	工芸用ロクロ	1時間	500円	製作機器	原型用ロクロ	1件	1,000円	窯業機器	1回	500円	焼成炉	ガス炉	摂氏850度以下	1回	12,500円	摂氏1,250度以下	1回	25,000円	電気炉 (20キロワット)	摂氏850度以下	1回	4,000円	摂氏1,250度以下	1回	8,000円	電気炉 (10キロワット)	摂氏850度以下	1回	2,000円	摂氏1,250度以下	1回	4,000円	電気炉	摂氏850度	1回	1,000円
区分	単位	使用料																																																																																					
窯業機器	1回	500円																																																																																					
電気炉 (20キロワット) 摂氏850度以下	1回	6,000円																																																																																					
電気炉 (10キロワット) 摂氏1,250度以下	1回	9,000円																																																																																					
電気炉 (10キロワット) 摂氏850度以下	1回	4,000円																																																																																					
電気炉 (10キロワット) 摂氏1,250度以下	1回	8,000円																																																																																					
電気炉 (5キロワット) 摂氏850度以下	1回	2,000円																																																																																					
電気炉 (5キロワット) 摂氏1,250度以下	1回	4,000円																																																																																					
区分	単位	使用料																																																																																					
試験、検査及び分析	粒度分析機	1件	800円																																																																																				
	曲げ強度試験機	1件	300円																																																																																				
	水分測定機	1件	400円																																																																																				
	オートクレーブ試験機	1件	700円																																																																																				
製作機器	スポーリング試験機	1件	500円																																																																																				
	工芸用ロクロ	1時間	500円																																																																																				
製作機器	原型用ロクロ	1件	1,000円																																																																																				
	窯業機器	1回	500円																																																																																				
焼成炉	ガス炉	摂氏850度以下	1回	12,500円																																																																																			
		摂氏1,250度以下	1回	25,000円																																																																																			
	電気炉 (20キロワット)	摂氏850度以下	1回	4,000円																																																																																			
		摂氏1,250度以下	1回	8,000円																																																																																			
	電気炉 (10キロワット)	摂氏850度以下	1回	2,000円																																																																																			
		摂氏1,250度以下	1回	4,000円																																																																																			
	電気炉	摂氏850度	1回	1,000円																																																																																			
	備考 使用者が、市内に住所を有しない者又は市内に所在地を有しない法人の場合は、当該使用料の10分の5の額を加算するものとする。																																																																																						

(5キ以下 ロワッ ト)	摂氏1,250 度以下	1回	2,000円
前各号以外のもの		市長が別に定める額	

備考

- 1 使用料が時間単位で定められている場合において、使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなし、1時間を超える使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とみなして計算する。
- 2 使用者が、市内に住所を有しない者又は市内に所在地を有しない法人の場合は、当該使用料の10分の5の額を加算するものとする。

別表第2 (第13条関係)

区分		単位	手数料
試験、 検査及 び分析	粒度分析	1 試料	3,000円
	鉛・カドミウム溶出試験	1 試料	600円
	スポーリング試験	1 試料	1,800円
模型、 図案等 加工製 作	模型、原型又は意匠試作	1点1時間	3,000円
	CAD・データ作成	1点1時間	3,000円
	CAM試作	1点1時間	500円
	切削加工	1点1時間	500円

備考

- 1 依頼者が、市内に住所を有しない者又は市内に所在地を有しない法人の場合は、当該手数料の10分の5の額を加算するものとする。
- 2 模型、図案等加工製作に要した時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間に切り上げて計算する。
- 3 切削加工に係る手数料は、1点1時間500円に、使用する切削用石膏100立方センチメートル当たり100円又は切削用樹脂100立方センチメートル当たり200円を加算した額とする。ただし、切削用石膏又は切削用樹脂の使用量に100立方センチメートル未満の端数があるときは、その端数を100立方センチメートルに切り上げて計算する。

別表第2 (第13条関係)

区分		単位	手数料	
試験、 検査及 び分析	粒度分析	1 件	1,600円	
	鉛・カドミウム溶出試験	1 点	500円	
	曲げ強度試験	1 件	600円	
	衝撃強度試験	1 件	1,000円	
	比重試験	1 点	800円	
	水分測定	1 件	800円	
	オートクレーブ試験	1 件	1,500円	
	スポーリング試験	1 件	1,000円	
	熱膨張試験	摂氏1,000度まで	1 点	1,200円
		摂氏1,300度まで	1 点	2,000円
	収縮率試験	1 件	700円	
	吸水率試験	1 件	800円	
	坏土調合試験	1 件	1,000円～ 2,000円	
	模型、 図案等 加工製 作	模型、原型試作	1 件	500円～ 20,000円
意匠試作		1 件	500円～ 20,000円	
上絵、下絵製作		1 件	500円～ 10,000円	
CAD・CAM試作		1 件	1,000円～ 100,000円	
前各号以外のもの		市長が別に定める額		

備考 依頼者が、市内に住所を有しない者又は市内に所在地を有しない法人の場合は、当該手数料の10分の5の額を加算するものとする。

議第10号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

耐震性能を満たしていない市営住宅の中で、全て空き住棟となった浄円団地を用途廃止する。併せて、入居者の公募を行っていない棟もあり、実際に入居可能な戸数と条例上の戸数が乖離しているため、市営住宅の一覧表を見直す。

【改正内容】

市営住宅の一覧表中、浄円団地の項及び戸数の欄を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新		旧		
本則 (略)		本則 (略)		
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)		
団地名	所在地	団地名	所在地	戸数
小里	瑞浪市稲津町小里1946番地の1	小里	瑞浪市稲津町小里1946番地の1	33
鶴城	瑞浪市土岐町2777番地	浄円	瑞浪市陶町水上300番地	6
竜吟	瑞浪市釜戸町1069番地の363	鶴城	瑞浪市土岐町2777番地	41
公文垣内	瑞浪市釜戸町586番地の1	竜吟	瑞浪市釜戸町1069番地の363	44
下山田	瑞浪市山田町846番地の1	公文垣内	瑞浪市釜戸町586番地の1	20
日吉	瑞浪市日吉町4087番地の1	下山田	瑞浪市山田町846番地の1	157
名滝	瑞浪市土岐町3568番地の1	日吉	瑞浪市日吉町4087番地の1	10
紺屋原	瑞浪市西小田町3丁目189番地	名滝	瑞浪市土岐町3568番地の1	55
大法原	瑞浪市南小田町1丁目68番地	紺屋原	瑞浪市西小田町3丁目189番地	12
		大法原	瑞浪市南小田町1丁目68番地	80

議第11号 瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）の一部改正により、技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門の選択科目である水道環境が、上水道及び工業用水道に統合されるため、条文の整備を行う。

【改正内容】

布設工事監督者の資格要件について、技術士法第4条第1項の規定による第二次試験の上下水道部門合格者の選択科目から水道環境を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第2条（略） （布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>第4条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略） （布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（8） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>第4条（略）</p>



議第12号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）による工業標準化法（昭和24年法律185号）の一部改正及び容器保安規則等の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第105号）の施行に伴い、用語の整理を行うため本条例を改正する。

【改正内容】

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「充てん」を「充填」に改めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。ただし、第16条第1項の改正規定の施行日は、平成31年7月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第15条（略） （避雷設備）	第1条～第15条（略） （避雷設備）
第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本産業規格</u> に適合するものとしなければならない。	第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合するものとしなければならない。
2（略） （水素ガスを <u>充填</u> する気球）	2（略） （水素ガスを <u>充てん</u> する気球）
第17条 水素ガスを <u>充填</u> する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1）～（8）（略） （9）水素ガスの <u>充填</u> 又は放出については、次によること。 ア～エ（略） オ 水素ガスの <u>充填</u> に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後、減圧器を使用して行うこと。 （10）～（12）（略）	第17条 水素ガスを <u>充てん</u> する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 （1）～（8）（略） （9）水素ガスの <u>充てん</u> 又は放出については、次によること。 ア～エ（略） オ 水素ガスの <u>充てん</u> に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後、減圧器を使用して行うこと。 （10）～（12）（略）
第17条の2～第43条（略） （火を使用する設備等の設置の届出）	第17条の2～第43条（略） （火を使用する設備等の設置の届出）
第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 （1）～（13）（略） （14）水素ガスを <u>充填</u> する気球	第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 （1）～（13）（略） （14）水素ガスを <u>充てん</u> する気球
第45条～第51条（略）	第45条～第50条（略）

議第13号 瑞浪市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

学校給食法（昭和29年法律第160号）の改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

学校給食法の改正に伴う条ずれ及び字句の修正を行うための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
（設置）	（設置）
第1条 学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づく施設として、市立学校給食の調理等を一括処理する共同調理場を設置する。	第1条 学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2の規定に基づく施設として、市立学校給食の調理等を一括処理する共同調理場を設置する。
第2条～第3条 （略） （運営委員会）	第2条～第3条 （略） （運営委員会）
第4条 給食センターの運営を <u>適正</u> かつ円滑に行うため瑞浪市学校給食センター運営委員会を置く。	第4条 給食センターの運営を <u>適性</u> かつ円滑に行うため瑞浪市学校給食センター運営委員会を置く。
第5条 （略）	第5条 （略）

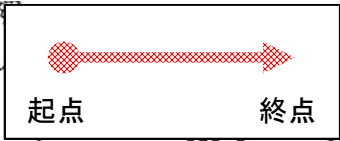
議第14号 瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	わだ たか ひこ 和田 隆彦
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	団体職員
学歴	岐阜県立土岐商業高等学校 卒業
経歴	昭和46年 4月 瑞浪市消防本部 奉職 平成20年 4月 瑞浪市消防本部 総務課長 平成21年 4月 瑞浪市消防本部 消防総務課長 平成22年 4月 瑞浪市消防本部 消防長 平成25年 3月 瑞浪市消防本部 定年退職 平成26年 4月 一般社団法人中部地域づくり協会 就職 平成28年 3月 一般社団法人中部地域づくり協会 退職 平成28年 4月 一般社団法人パブリックサービス 就職 現在に至る
備考	新任

議第15号 市道路線の認定について

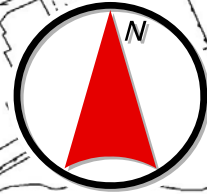
位置図



起点 釜戸町字中畑2626番191地先  
終点 釜戸町字中畑2626番216地先

①1670  
中畑7号線 L=127.5m

概要  
近隣住民の利便性向上のため、市道認定する。



議第16号 財産の取得について

概 要

取得の目的	平成8年に整備した化学消防ポンプ自動車の機能が低下しているため、同自動車を更新する。
取得金額	70,833,920円
取得する財産の概要	<p>化学消防ポンプ自動車は、水では消火することができない危険物火災に対応するため、水と化学消火薬剤を混合した泡消火液を放出し、消火活動を行うものである。</p> <p>エンジン : ディーゼルエンジン          トランスミッション : オートマチック          駆動方式 : 4輪駆動          乗車定員 : 5名（前部2名、後部3名）          車両総重量 : 12t未満          水槽 : 1,300リットル          原液槽 : 500リットル</p>
取得の相手方	<p>岐阜市金園町3丁目25番地          株式会社ウスイ消防          代表取締役 白井 潔</p>
備考	

議第17号 財産の取得について

概 要

取得の目的	市立小中学校で使用するタブレットパソコン、周辺機器及び保管庫を購入する。
取得金額	35,640,000円
取得する財産の概要	<p><b>【タブレットパソコン】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・画面 教師用 12.5インチ/児童生徒用 10.1インチ</li> <li>・OS Windows 10 Pro</li> <li>・CPU 教師用 Core-i5/児童生徒用 Celeron</li> <li>・メモリ 教師用 256GB/児童生徒用 128GB</li> <li>・キーボード 日本語対応キーボード</li> <li>・メーカー保障 5年間（引取修理保障・バッテリー保障）</li> <li>・ライセンス Office Standard2016 Japanese Academic Open</li> <li>・数量 教師用 86台/児童生徒用 120台</li> </ul> <p><b>【周辺機器（外付けスーパーマルチドライブ）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数量 10台</li> </ul> <p><b>【保管庫（タブレットパソコン40台保管可能）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数量 17台</li> </ul>
取得の相手方	<p>岐阜市柳津町流通センター1丁目8番地4  株式会社インフォファーム  代表取締役 辻 博文</p>
備 考	

